

人吉市から 住まいを失くされた被災者の方へ

災害公営住宅のお知らせ

- ✓ 災害公営住宅は、令和2年7月豪雨災害により住宅を失い、自力では住宅再建が困難な方のために建設する公営住宅（市営住宅）です。
- ✓ 現在、相良町を候補地として、浸水対策に配慮したエレベーター付き集合住宅タイプの災害公営住宅の建設を予定しています。令和5年度（2023年度）中の入居を目指しており、令和4年度（2022年度）中に正式な家賃設定や、入居申し込み時期などについてお知らせします。

入居要件などの詳細については、今後説明会を開催する予定です。災害公営住宅に関する新しい情報は、「広報ひとよし」や市ホームページなどで随時お知らせいたします。



入居の要件

以下の5点を全て満たしている方が対象です。

- 1 豪雨災害により、住宅を失った方
- 2 仮設住宅や避難先に居住するなど、住宅に困窮していることが明らかな方
- 3 暴力団員でない方
- 4 被災者生活再建支援制度の加算支援金等、自宅再建に係る支援金や助成金を受給していないこと

※ 以下の支援金や助成金をすでに受給された方は、災害公営住宅に入居できません。
〔 被災者生活再建支援制度の加算支援金、自宅再建利子助成、
リバースモーゲージ利子助成、民間賃貸住宅入居助成、転居費用助成 〕

- 5 地方税等の滞納がないこと。
（滞納がある場合は、入居申し込み開始時にご相談ください。）

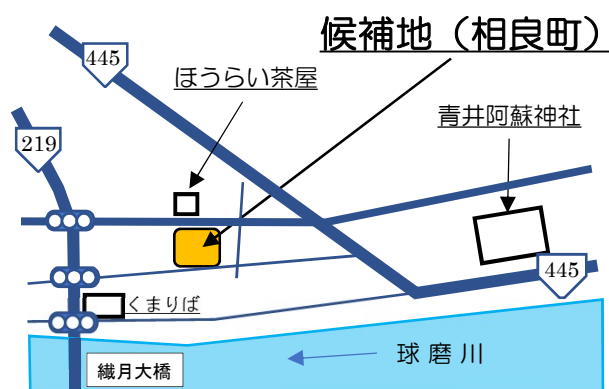


家賃について

家賃は、世帯の収入や間取り等によって異なります。

（例）世帯構成が1～2人の場合 2～5万円程度
世帯構成が4～5人の場合 3～7万円程度

※入居して3年経過の時点で収入の高い世帯は、家賃の割り増しや退去していただく場合があります。



災害公営住宅候補地

問合せ

人吉市役所 ☎ 22-2111（代表）

- 災害公営住宅について 都市計画課 災害公営住宅建設室（内線2421）
- 住まい、生活再建について 被災者支援対策課（内線6733、6741）